

○桐生市地域担当職員制度実施要綱

令和6年4月1日
施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治組織と行政の橋渡し役として、地域づくりについて共に考え、相互の連携を深めるとともに、自治組織による持続可能な地域づくりの推進及び地域コミュニティ活動の活性化を支援するため、桐生市地域担当職員(以下「地域担当職員」という。)を配置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(配置)

第2条 市長は、地域担当職員を職員の中から任命し、各区に1名配置する。ただし、特別な理由がある場合は、地域担当職員の配置人数を増員することができる。

(職務)

第3条 地域担当職員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 自治組織の会議に参加すること。
- (2) 自治組織に必要な行政情報の収集及び提供を行うこと。
- (3) 自治組織からの相談等に応じて、関係部課との連絡調整を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 地域担当職員は、住民の個人的な要望の受付又は苦情の処理、その他地域担当職員の職務としてふさわしくない行為は行わないものとする。

(任期)

第4条 地域担当職員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(連絡調整会議)

第5条 地域担当職員相互の連絡調整及び情報交換を行うための連絡調整会議を開催する。

2 前項の会議は、地域づくり課長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第6条 地域担当職員制度に係る庶務は、市民生活部地域づくり課で行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。